

七部法典における時効制度に関する一考察  
— ローマ法と比較して —

青砥 清一\*

**A Study on the Prescription System of The Seven Divisions**

**by Alfonso X El Sabio**

**- In comparison with Roman Law -**

AOTO Seiichi\*

要 約

『七部法典』(Las Siete Partidas)は、13世紀カスティーリャ＝レオン王国においてアルフォンソ十世賢王(在位 1252-1284)により編纂された中世スペイン最大の法典であり、スペインおよびラテンアメリカ法制史上最も重要かつ影響力のある法典の一つとして評価されている。本論文では、*tiempo*「期間」を事由とする物の取得・喪失に関する規定(第一部第五篇第五章)について、ローマ法の使用取得との比較に基づき、時効期間の種類、時効取得可能物、時効取得要件などについて考察・分析するとともに、起草当時の社会的・政治的状況、ローマ・カトリック教会の権力および時効に対する道德観が立法に与えた影響を検証し、七部法典における時効の存在意義と効果について論

---

\* 神田外語大学イベロアメリカ言語学科スペイン語専攻 准教授。Associate professor, Department of Spanish and Portuguese, Spanish Major, Kanda University of International Studies.

じた。

## Abstract

*Las Siete Partidas* (The Seven Divisions) is the major legal code of the kingdom of Castile and Leon in the Thirteenth-Century. It was compiled by Alfonso X “*El Sabio*”, or the Learned (1221-1284, reigned 1252-1284), and is considered as the most important and influential code in the history of Spanish law.

*El Título Quinto del Libro Quinto de la Primera Partida* (Division I, Book V, Title V) in an edition from the Real Academia de la Historia, published in 1807, deals in detail with the circumstances of the prescription. At this time, I wish to study on its system in comparison with Roman law, canon law and Castilian feudal laws.

## 1. 序論

13世紀カスティーリャ＝レオン王国のアルフォンソ十世賢王(Alfonso X El Sabio, 在位 1252-1284)により編纂され、スペイン法制史上最も重要な法典の一つに数えられる *Las Siete Partidas*<sup>1)</sup>『七部法典』には、*tiempo*「期間」を事由とする物の取得・喪失に関する規定がある。この「期間」はローマ法を継受した制度であり、近代法の時効(西 *prescripción*, 羅 *praescriptio*)へと受け継がれている。

ローマ法の使用取得(*usucapio*)については盛んに研究されてきたが、こ

---

<sup>1)</sup> 七部法典には主要な版として、Alonso Díaz de Montalvo による注釈付きの1491年版、Gregorio Lópezによる注釈付きの1555年版、および王立歴史アカデミー(Real Academia de la Historia) 1807年版がある。

れが中世カスティーリャにおいてどのように継受されたかについてはあまり議論されてこなかった。しかし時効制度は、これを運用する個々の共同体や各時代の道德観・法律観が色濃く反映されるだけに、カトリックの影響を強く受けていた中世カスティーリャにおける時効制度を考察することは、スペイン法制史のみならず、時効理論の比較研究においても意義があるように思われる。

拙稿では、七部法典における時効期間および物に関する規定について、ローマ法との比較に基づき、物権概念、時効可能物、取得時効要件などを分析するとともに、同法典における時効の存在意義と効果、ならびにカノン法との関連性について論考する。

## 2. 七部法典について

ヨーロッパでは12世紀中葉から、都市の発展、契約に基づく主従関係の普及、王権の強化といった社会的・政治的变化が起こり、そこから生じた旧来の教会権力と新興の世俗権力の二重支配構造に終止符を打つための法理論としてローマ法の受け入れが始まった<sup>2)</sup>。13世紀になると、地域法を成文化する試みとして、ユースティニアヌス帝（Iustinianus I Magnus, 在位527-565）の『ローマ法大全』（Corpus Iuris Civilis）以来となる大規模な法典編纂が各地で行われる。1231年シチリア王国フェデリーコー一世（神聖ローマ皇帝フリードリヒ二世, 在位1194-1250）による『メルフィ法典』（Constituzioni di Melfi）、1256年から1265年にかけて『七部法典』、1280年頃にフランス語で著された『ボーヴェジ慣習法書』（Coutumes de Beauvaisis）、1340年バルセ

---

<sup>2)</sup> García de Cortázar & Sesma Muñoz (1997: 443-448)

ロナにおいて編纂された海事法典『コンソラート・デル・マーレ』(Consolato del Mare) などである。

アルフォンソ十世は「賢王」と称されるように、学術振興に貢献した王として知られる。歴史学において『イスパニア史』(Estoria de España)、『第一総合年代記』(Primera Crónica General)、天文学において『アルフォンソ天文表』(Tablas alfonsíes) などの著作がある。立法事業としては、『フエロ・レアル』(Fuero Real)、『エスペクロ』(Espéculo)、そしてその発展形である『七部法典』の編纂を指揮した功績が大きい。また、同王の支援したトレド翻訳学派(Escuela de Traductores de Toledo)が古代ギリシャおよびイスラームの文献をラテン語に翻訳したことにより、医学、数学、天文学等の知識がカスティーリャからヨーロッパへと広まり、ルネサンスの一因を成した。さらに、王国内におけるカスティーリャ語(スペイン語)の普及にも尽力した。世俗語であったカスティーリャ語を法典や歴史書の記述に用いて文章語の地位に高め、同語の規範を確立した<sup>3)</sup>。七部法典の文体は、法曹でない臣民にも理解できる平易明晰な散文調であり、法学のみならず、中世カスティーリャの言語、社会、文化などに関する歴史を研究するうえでも貴重な史料である。

アルフォンソ十世が即位して間もなく、大空位時代(1256-73)が始まる。アルフォンソ十世は、母ベアトリス・デ・スアビア(Beatriz de Suabia)がドイツ王フィリップの子女であることを理由に、コーンフォール伯リチャードと神聖ローマ皇帝の座を争った<sup>4)</sup>。七部法典の編纂事業は、十字軍北アフリカ遠征(1257, 1258)と併せ、神聖ローマ皇帝の座に君臨するに相応しい王であることを証明するため着手したとの見方が通説である。また、起草当時、

---

<sup>3)</sup> 寺崎(2002: 18)

<sup>4)</sup> アルフォンソ十世が反ローマ教皇勢力ギベリン党に接近したことに対し、ローマ教皇グレゴリウス十世が反発したことなどから、帝位獲得の野望は実現しなかった。

ユ帝法研究がヨーロッパの法学者間で流行し、カスティーリャからも多くの学生が、イルネリウス (Imerius, 1055?-1130?) に始まる註釈学派の勃興していたボロニャに留学した。アルフォンソ十世が伝統的な西ゴート法源からユ帝法への入れ替えを試みた理由の一つとして、シチリアに倣い技法上優れたユ帝法をカスティーリャに導入し、西ゴート王国 (415-711) 消滅後過度に多様化した地方特別法 *Fuero*<sup>5)</sup> を統一するための手段として利用しようとしたことも確かである。そしてこの試みにより、カスティーリャは当時のヨーロッパにおける法思想の主流となる。

しかし、七部法典の編纂事業に着手する前、1254年に地方特別法の廃止命令を公布し、1255年からは『フエロ・レアル』を全国の各都市につぎつぎに発布していったものの、従来の特権や慣習法を享受していた諸侯・都市から激しい抵抗を受けたため、結局は普及することなく失敗に終わった<sup>6)</sup>。このような経緯があったため、王権の伸長を許す七部法典の編纂は脅威の再来として捉えられ、編纂者自身の治世においては施行に至らなかった。補助的な法源としてはあるが、同法典の効力が生ずるには、アルフォンソ十一世により1348年公布されるアルカラ勅令<sup>7)</sup>を待たなければならない。以後は地方特別法や慣習法の欠缺を補充する法源に位置づけられ、いわばカスティーリャ法の百科事典として重用されるようになる。1567年には、七部法典の増補となる『新法令集』 (*Nueva recopilación*) が編纂され、分離主義への対抗力と

---

<sup>5)</sup> ラテン語の *forum* 「法廷」に由来する。国土回復運動を通じ、イスラーム教徒から奪回した地域において、それぞれ独自の慣習法や特権が成文化され、法の地域的多様性が生じた。

<sup>6)</sup> González Jiménez (2004: 90-96), Karst (1998: 16-18)

<sup>7)</sup> 「吾らのこの書の中の諸法律によりてまたは上述の『フエロ』によりて断定せられえざる訴訟は、吾の偉大なる祖父にして王なるアルフォンソが、整理せらるべく命じたる『スイエテ・パルティダス』の中の諸法律によりて断定せらるべきこと。」 (Karst 1998: 20-21)

して作用した<sup>8)</sup>。またラテンアメリカにおいては、19世紀初頭に独立するまで、植民地行政・司法における中心的な法源として用いられた。

### 3. 時効の存在意義と効果<sup>9)</sup>

時効とは、一定の事実状態が一定期間継続すれば、本来の権利関係に合致するかどうかを問わずに、その継続した事実状態を尊重し、そのまま法律関係として認める制度をいう。民事上の時効には取得時効と消滅時効がある。取得時効とは、他人の物や財産権を一定期間継続して占有する者に、その権利を与える制度をいう。例えば、AがBの土地に無断で家屋を建て、20年間占有した場合、Aは裁判所に対し時効の完成を主張することにより、本来はBの物であった土地の所有権を取得できる(日本民法一六二条一項)。他方、消滅時効とは、一定期間行使されない権利を消滅させる制度をいう。例えば、一般の貸金債権の取立てを怠ったまま10年間が経過すると、その後支払を求め裁判所に訴えても、債務者が時効の完成を主張すれば、裁判所から債権が消滅したものとして処理される(同一六七条一項)。

時効制度の存在意義を巡っては様々な学説があるが、時効制度を正当化する根拠は次の三点に要約される。

- ① 長期に亘り永続する事実状態を尊重し、これを前提に構築されている社会秩序・法律関係の安定を図り、取引の安全を保護する。
- ② 永年自己の所有物として物を占有している者は所有者である蓋然性が強い。他方、過去の事実を立証する困難からこの者を救済すると

---

<sup>8)</sup> Stein (2003: 112)

<sup>9)</sup> 本章の執筆にあたっては、内田(2011)、草野(1996)および藤原(1992)を参照した。

ともに、残存する証拠のみによる裁判の危険を防ぐ必要がある。

- ③ 自己の権利を行使せずに放置していた権利者は、法による保護を受けられなくてもやむをえない（権利の上に眠る者は保護に値せず）。

上記のような実質的な存在意義<sup>10)</sup>に関連し、時効の法的効果に関する意見の対立もある。時効により権利者の権利が消滅し、無権利者が権利を取得するという「実体法説」に対し、債務者が債務の履行や所有者の権利を証明することの困難から時効により救済するという「訴訟法説」がある。我が国の民法に関して言えば、条文を文言解釈する限り、起草者は実体法説を採用したと解される。だが時効には、負の側面として、債務者に対しては債務を免除させ、真の所有者に対しては所有権を喪失させるという不道德な性質が指摘される。このような不道德性を排除するという意味においては、訴訟法説を無視することはできない。また、実体法説によると、法定期間取得物を占有していれば当該物の所有権を取得することになるが、平穩に目的物を占有している者が法定期間の満了を待って時効取得を主張するということは通常想定しにくく、大概是訴訟において自己の占有物を請求されたとき、売買や贈与などの所有権取得権原を主張したものの対抗要件（不動産の登記等）を具備していないために所有権取得を認められない場合、または認められても何らかの理由で正常に効力を生じない場合や相手方に対抗できない場合などに対応して、副次的に時効取得を主張するというのが通例である。また、時効取得者が期間中、時効取得権原たる占有に基づき当該物を占有するという

---

<sup>10)</sup> これらの正当化に対しては、それぞれ次のような反対意見がある。①長期占有者を信頼した第三者の保護を取得時効の目的とした場合、悪意の第三者までも保護する結果となる。②時効を主張する者が債務を弁済していないことが判明しても保護が与えられる側面を説明できない。③必ずしも債権者は自己の権利の行使を怠るとは限らず、債務者の事情に配慮して請求を控えるような場合もあり、それにも拘らず時効が完成したからといって債権者に権利を喪失せしめるのは理不尽である。

のも法的に背理である(占有は占有により特性を付与され得ない)。

このように、時効制度を一元的に正当化することは難しく、地域や時代に応じ、多元的にその存在意義を見出すことが求められる。

#### 4. 七部法典における時効制度<sup>11)</sup>

本章では、時効による得喪の客体たる「物」の分類、ならびに物の「所有権」および「所持(権)」の概念について分析したうえで、時効期間、時効取得要件などについて考察する。

##### 4-1 「物」の分類

七部法典における物(cosa)の分類は概ね、『学説彙纂』(Digesta)、『法学提要』(Institutiones)および『グラチアーヌス教令集』(Decretum Gratiani)に由来する。大分類として、「財産を構成する物」および「財産を構成しない物」の二つに分けられる。

財産を構成しない物には、「人法上」と「神法上」の物がある。前者は共通物(cosas comunales, 羅 res communes)を指し、以下の三つに分類される (§1.5.8.2)。

①「全ての生き物に共通する」(son comunales a todas las cosas que viven)物。

空気(ayre)、海(mar)、海岸(la ribera de la mar)および雨水(las aguas de las luvias)<sup>12)</sup>を挙げる。これらは人間に限らず、あらゆる生物が恩恵を受ける物と考えられていた。ローマ法の共通物が専ら人間の利用する

---

<sup>11)</sup> 本稿では、七部法典の条文番号を「§1.5.5.1」(第一部・第五篇・第五章・法一)のように表記する。

<sup>12)</sup> ローマ法における共通物は、空気 aer, 流水 aqua profluens, 海 mare および海岸 ripa からなる。



自然法<sup>13)</sup> (*naturalis lex*) に基づくものに対し、七部法典の共通物に関する規定では「全ての生き物」を対象とし、法的主体を人に限定していない点がローマ法と異なる<sup>14)</sup>。

- ②「全ての人に共通する」(*son comunales a todos los omes*) 物。ここでは河川 (*rio*) および港 (*puerto*) をいう。前者は、飲水、水浴、洗濯などに、後者は船の発着・停泊に供される。漁を業とする者のみならず、その収穫に損害を与えない範囲内で海産物を得る貧しき民に対しても、河川の利用を認めており、経済的弱者に対する配慮がみられる。
- ③「都市、町及び城、又は村若しくは其の他居住地など、特定の場所に共通する」(*son comunales a logares señalados, asi como a cibdades e a villas, e a castiellos, o aldeas, o otros logares poblados*) 物。特定都市の全市民が共有する物を指す。「何人も他人を排し自己の所有を個別に主張し得ない」として、個々の住民が個別の所有をすることも、個人が自己の利益を目的としてこれらを利用することも認められず、ただ住民の合意に基づく共用のみが許される。例として、市会 (*conceio*) を催す広場、入会地 (*exidos*)、山林 (*montes*)、境界 (*terminos*) のほか、特定地域の住民が共有し収益を得るための農地、宿 (*mesones*)、奴隸 (*siervos*) など、都市の運営および住民の生活において不可欠な物が含まれる。共同体所有に属する物に関して、七部法典はローマ法よりも充実した規定を有する<sup>15)</sup>。

「神法上の物」は、神聖物 (*cosas sagradas*)、宗教物 (*cosas religiosas*)、聖護

---

<sup>13)</sup> 自然法は、「自然の理 *naturalis ratio* が全人類の間に設定したものは、總ての民族の間に一様に保存せられて、全民族が利用するものとして萬民法と呼ぶる」(原田 1954: 9) と定義される。

<sup>14)</sup> 奥田 (1987: 45)

<sup>15)</sup> 奥田 (1987: 43)

物 (cosas santas) および聖遺物 (reliquias) である。「何人もこれを売買する権利がない (§1.5.8.3)」と規定し、所有権の取得を禁止する。神聖物は、教会 (eglesias)、ならびに十字架 (cruzes)、祭壇用具 (ascensarios) および祭服 (vestimientas) 等の教会の用に供される物である。聖護物とは、都市の城壁および城門 (los muros e las puertas de las cibdades) を指す。市民の安全を保障する城壁・城門は、神から特別の保護を授かる物とされていた。仮に成人が本人の意思で城壁を梯子等で乗り越えるか、または城門を破った場合、死刑に処される<sup>16)</sup>。墓地もまた、宗教上の場所 (logar religioso) として財産を構成しない。墓には、遺体の全身、少なくとも頭部が永続的に埋葬されていなければならない。被埋葬者は自由民・奴隷身分の別を問わないが、国外追放者 (los desterrados) および反逆者 (traydores) の墓は宗教上の場所から除外される。

つづいて、財産を構成する物は、不動産 (rayzes) と動産 (muebles) の二種類に分けられる (§1.5.8.3)。この対立はユ帝法と同じである。

不動産には、土地のほか、「定着し且つ固定され」(están raygadas e firmes)、「物と土地が損傷を受けることなく動かす得ない」(se non pueden mover sin recibir ellas daño, o aquellos logares de que las mueven) 物と規定する。具体的には、上記の河川にくわえ、家屋 (casas)、葡萄園 (viñas)、風車 (molinos)、泉 (fuentes)、立木 (arboles) 等が掲げられる。このように、建物樹木等の定着的地上物は、「地上物は土地に従う」(Superficies solo cedit) の原則に遵い土地と付合し、一体の不動産を形成する。したがって、独立した不動産としての取扱いを受けない。

動産は、生物 (cosa viva)、収穫された天然果実 (fructos cogidos)、毛織物

---

<sup>16)</sup> ローマ法でも城壁と城門は神の特別の保護を受け、その侵害に対し極刑を科した (原田 1954: 73)。

(paños)、衣服 (ropas)、武器 (armas) などを含む。有生物であれば「自ら移動する物」、無生物であれば「人が自己の常用に供するため損傷することなく移動させる物」と定義される。

生物の典型は、家畜 (bestias) である。野生動物については、「所有主が己の意思で永久に放棄した物、並びに、山獣、野鳥、海魚及び川魚等、これらの物は最初に取得した者に帰属する」として、無主物先占を認める。但し、所有者が家畜を囲い場に入れず野に放置していても、当該家畜が囲い場を自由に出入りしているような状態にあつては、これを獲得しても無主物先占は認められない。なお、無主物先占に対する制約としては、これら野生動物のほかにも、「所有主が死亡した後、相続人不在で、放置されている農地」および「長年発見されなかったため所有者が不明となっている古い隠し財産」が例示される。右の二つにも原則として所有権の取得を認めず、前者は国王に帰属することになるが、後者については、発見者が法定の要件を満たした場合に限り、その一部を取得し得る<sup>17)</sup>。

奴隷もまた動産としての取扱いを受ける。自由民を売買することは禁じられる。主人から罹患等を理由に放棄された奴隷を最初に獲得しても、その奴隷は放棄されたことで解放奴隷として自由身分を与えられるため、同人の所有権を取得することはできない (§1.5.8.19)。

天然果実とは、田畑や樹木から生じる麦や果物、乳牛から搾り取る牛乳のように、物の用法に従って収取する産出物をいう。動産たる要件として「収穫された」(cogidos) と規定されているように、元物などから分離され、移動可能になったときから動産として取り扱われる。他方、この要件を反対解釈すれば、元物に付着している未分離果実は不動産として取り扱われるもの

---

<sup>17)</sup> 遺失物取得については、第一部・第五篇・第八章・法一七に詳細な規定がある。

と解することができる。例えば、収穫前の農作物、伐採前の樹木、家畜の胎児などである。

七部法典は上述のとおりローマ法を模範とし、物の規定について多くの類似点がある。だが、七部法典は単なるローマ法のカスティーリヤ語訳というのではなく、カスティーリヤの社会通念や慣習を反映し、より充実した規定を設けていることも確認することができる。

#### 4-2 物の所有権と所持

前節において言及した「財産を構成する物」である不動産および動産は、人間の生活に供される物として、何者かの支配下にあるのが常である。七部法典では、物の得喪に関する規定において、物の所有権に関する *señorio* と、物の所持に関する *tenencia* という二つの用語がみられるので、本節ではこれらの物権概念について分析する。

まず、*señorio* は下記のように定義されている (§1.5.8.4) :

*Onde dezimos, que señorio es aquel poder, que ganan los omes en las cosas por el derecho de las leyes, o de las posturas que fezieron los enperadores e los reyes para fazer dello lo que quisieren, que non sea contra el derecho de las leyes deste nuestro libro.*

そこで所有権とは、臣民が法の下での正義、又は皇帝及び国王が意のままにするため形成した合意に基づく正義により物につき取得される権利であり、我が法典の法の正義に反してはならないものと規定する。〈相澤正雄氏との共訳〉

*señorio* 「所有権」は、法の下での正義ならびに皇帝および国王の合意の下での正義に基づき正当な権原をもって取得されると規定されているように、王権に背いて取得した物、法に定めのない物については所有権の取得が認められ

ない。また、所有権は「当然に」(por natura) 取得し得るのではなく、都市が創設され、国王から同地の統治を任せられた代官が配置された後、物の使用を開始する臣民の合意に基づき取得し得る」と規定する (§1.5.8.5)。即ち所有権とは、法も国家もない自然状態から生ずるのではなく、国王代官（または前線総督）の管理下において、住民間で合意した取得可能物についてのみ認められるのである。

物の取得時における悪意<sup>18)</sup>もまた、正義に反し、正権原がないため、所有権は成立しないと考えられる。例えば、他の条文において、強奪物 (§1.5.8.32)、係争中の物 (§1.5.9.2)、解放された未成年奴隷の所有物 (§1.5.8.23)、他人の所有物を付合せしめた物 (§1.5.8.11) 等の悪意取得につき所有権取得を認めない旨の規定がある。

つづいて、tenencia については以下のように定義される (§1.5.8.4) :

*E tenencia es apoderamiento de voluntad, e de fecho en aquellas cosas que se pueden veer e tañer en tal manera, que aquel que las demanda por esta razon aya voluntad de las aver e las tenga en su poder, pero que sea este fecho segunt las leyes deste titulo.*

そして所持とは、見て触れることのできる物について意思及び行為に基づき権原を得ることであり、したがって、右事由により目的物につき提訴する者は之を獲得する意思を有し且つ己の支配下において之を所持しているものとする。

但し、右行為は本章の法に遵うものとする。 〈相澤正雄氏との共訳〉

---

<sup>18)</sup> 七部法典では善意の欠如を表現するとき、現在使用される mala fe ではなく、副詞句 a sabiendas 「事情を知りつつ」や、動詞 saber の現在分詞 sabiendo が用いられる (e.g. sabiendo lo que era forzada 「強取された物であることを知りつつ」)。中世においては「事情を知っていたこと」と「悪徳」が未分離であった。

まず言語学的にいえば、**tenencia** は動詞 **tener** の名詞形であり、「所持、保有」の意味で継続アスペクトを語彙的概念に含む<sup>19)</sup>。所持の定義には、瑕疵なき所持の要件として所持の継続を規定する文言は明記されていないが、その語彙の意味から当然に一定の継続が所持に要求される。

「見て触れることのできる物」(*cosas que se pueden veer e tañer*) という文言からは、所持の客体が有体物であるということが理解される。

「意思及び行為に基づき権原を得ること」(*apoderamiento de voluntad, e de fecho*) とは、所持に係る意思(自主占有)および行為(事実的支配)により当該物の権原を取得することと解される。したがって、これらの要件を欠く場合は瑕疵ある所持となる。但し、所持においては所持者自身が直接事実上の支配をしている必要はなく、代理人・補助人などを媒介とする間接的な所持も認められていた。物の引渡時における所持者の善意・悪意については所持権取得の要件に含まれず、「物を強取した者と、権利なくして物を所持する者との間には大きな区別がない (§1.5.8.32)」(*non a grant departimiento entrel que fuerza la cosa, o el que la tiene sin derecho*) との規定があるように、正当な権原がなくとも所持そのものは成立する。なお、ローマ法においても、占有者が盗品であることを知ったうえで当該物を買って受けていたような場合、あるいは、売主が無権利者であることを知りながら当該物件を購入していたような場合、物の取得方法は適法であっても、目的物の瑕疵を知りつつ入手し

---

<sup>19)</sup> 中世カスティーリャ語では **tener** と **aver** はいずれも「持つ」を意味する動詞として共存していたが、語彙アスペクト上の対立があった。前者が継続アスペクト動詞であったのに対し、後者は「獲得する、入手する」の意味で起動アスペクト動詞であった。なお、**aver** は通時的にこの語彙の意味を喪失し、現代語 **haber** として完了の助動詞および存在文を構成する。

た悪意の占有者は、単なる自主占有者として占有する<sup>20)</sup>。

最後に、「右事由により目的物につき提訴する者は之を獲得する意思を有し且つ己の支配下において之を所持しているものとする」(aquel que las demanda por esta razon aya voluntad de las aver e las tenga en su poder) について。所有権は訴権と一体をなす。所持者は、所持の妨害や強奪等を事由に所持の法的保護を求めて訴権を行使するような場合、裁判において、当該物を自己の意思で獲得したこと、および自己の支配下において当該物を所持していることを主張・立証する。

#### 4-3 時効期間

時効期間に関する章では冒頭、時効期間を設定する理由と目的について説明されている (§1.5.5.1)。それによると、西ローマ帝国崩壊後、イスパニアの大半を支配した西ゴート王国がイスラム教徒の侵入によって711年に滅亡、その後イベリア半島北部にキリスト教諸王国が誕生し、南方へと国土回復運動が進められた。キリスト教諸王国がイスラーム勢力から領土を奪回していく中、占領地ごとに西ゴート法の規定を部分的に復活させていったものの、戦が長年絶えなかったため時効期間の解釈に地域差が生じ、地域独自の解釈に従って時効期間が運用されていた。そして、この法的多様性の問題を解消するため、本法典において時効期間に関する統一的な規定を設けるに至ったと説く。このように制度の趣旨を冒頭に掲げる章は、本法典の基本原則を謳う前文等を除けば稀であり、それだけに起草者は事の重大性を周知させたかったものと思われる。

さて、時効期間は古代ローマ時代から、財産や権利の事情に応じ、極端に

---

<sup>20)</sup> Eric (2003: 631)

長過ぎもせず短過ぎもせず、法律家でない一般人でも容易に適用できるよう、精確にして明白かつ単純に定めるべきものとされていた<sup>21)</sup>。ローマ法ではまず、紀元前5世紀中葉『十二表法』(Lex Duodecim Tabularum)において動産1年、不動産2年の使用により成立する「使用取得」が設定され<sup>22)</sup>、元首政期を通じ、正権原・善意取得を要件として維持された。属州土地につき発達した『長期間の前書』(praescriptio longi temporis)において、現在者間10年および不在者間20年の占有につき訴訟上の保護が付与され、その後ユ帝の531年勅令をもって統一され、不動産につき長期間の前書として10年または20年の占有、動産につき使用取得として3年の占有が要件とされた<sup>23)</sup>。

七部法典において、時効制度の共通化にあたっては、ユ帝法が基礎とされたものの、他方で国王付きの法曹により地方特別法に関する調査が全国で実施され、そのなかから優れた制度が、司教、世俗諸侯、都市および国王顧問会による助言と合意のもと採用された。七部法典における時効期間は、100年を最長とし、40年、30年、20年、10年、5年、4年、3年、2年、1年と1日、6か月、3か月、および足掛3日をもって構成される。ここには国王や教会の財産などの非時効取得可能物に関する規定や、刑事訴訟に関する規定も含まれている。以下、各期間の規定について考察する。

#### (1) 100年 (§1.5.5.2)

最長100年の時効期間を援用することにより得喪の生じる物は、国王の所有物である。耕作後または耕作中の土地(tierras llabradas o por labrar)、葡萄園、立木、その他国王に従える穀倉係(celleros)の農地等を掲げる。

---

<sup>21)</sup> 小橋 (2001: 277)

<sup>22)</sup> 佐藤 (1969: 106-107)

<sup>23)</sup> Eric (2003: 657 訳者解説)、原田 (1954: 113)



また、ローマ教会に特別に帰属する物および権利 (*las cosas e de los derechos que pertenescen senaladamente a la iglesia de Roma*) に対しても、国王と並ぶ最長期間を設ける。ローマ教会の権威は、12～15世紀に最盛期を迎え、国家の下に立たず、むしろ上または外に立っていた。教皇は教会の最高機関として、各国の教会に訓令を発し、その効力により地方教会の慣習・法律を廃止・変更し得るほどの強力な権限を有していた<sup>24)</sup>。とりわけ婚姻、家族、消費貸借から発生する利息(邪利息)などはカノン法により支配されていた<sup>25)</sup>。七部法典においても、十分の一税(*diezmo*)、婚姻、子の嫡出性、遺言執行、姦通、偽誓、異端などにつき教会裁判所の裁判権を許諾する。時効制度は、教会から罪悪視されていたものの、訴訟手続においてローマ法を採用していたカノン法から排除されなかった。但し、カノン法は全期間の善意を求め、国家法よりも厳しい要件を課した<sup>26)</sup>。

## (2) 40年 (§1.5.5.2)

ローマ教会以外のカトリック教会、聖職者および修道会に帰属する物。歴代皇帝から授与された権限および栄誉を法源とする。上記の物は時効可能物ではないが、ユ帝法「最長期間の前書」(*praescriptio longissimi temporis*)と同様、40年の所持により所有権取得を認める<sup>27)</sup>。

ところで、アルフォンソ十世は、教皇による国内政治への干渉を嫌い、国内における司教選挙を掌握することで大半の司教衆から忠誠を得ていた<sup>28)</sup>。ローマ教会に対しては自己と同じ時効期間を設け得るにしても、王権よりも

---

<sup>24)</sup> 栗生 (2004: 2-3)

<sup>25)</sup> Karst (1998: 19)

<sup>26)</sup> 原田 (1954: 112)、ヨンパルト (2005: 140)

<sup>27)</sup> Eric (2003: 657 訳者解説)

<sup>28)</sup> González Jiménez (2004: 98)

下位にあると考える自国内の教会に対しては、ユ帝法の最長期間を延長することは首肯し得なかったものと思われる。

その他本規定の対象物には、国王の共通物としての不動産（土地、家屋、葡萄園、風車等）が含まれる。

### (3) 30年 (§1.5.5.3~§1.5.5.5)

国王および教会の所有物ならびに時効不適用物を除き、「30年間、所持の意思をもって、奴隷、土地、葡萄園、家屋、又は其の他あらゆる農地等、他人の物を所持した者は、以後は安全に之を所持し得るものとし、且つ、たとえ当該物を取得した根拠を提示しなくとも、之を請求してくるあらゆる者に対し当該期間をもって防衛し得るものとする」と規定する。30年間の時効取得要件においては、「たとえ当該物を取得した根拠を提示しなくとも…」との譲歩節から判断して、「善意取得」および「取得原因」が不要であったと解される。なお、上記「最長期間の前書」においても同様、権原を欠いても30年の占有により時効が成立する。

物のほかにも、訴権に関する消滅時効がある。訴訟において両当事者間で交わした合意 (*postura*) や和解 (*avenencia*) に対する一方当事者の請求権についても、30年の消滅時効が認められ、時効が成立すれば被告の応訴義務が消滅する。また、奴隷が30年間逃亡した場合、奴隷身分として課される年貢等を納めなかったとしても、その奴隷は解放された自由民と看做され、何人もその者に対し奴隷身分を理由に当該支払を請求することができないとの規定もある(以上§1.5.5.3)。なお、訴権の消滅時効について、テオドシウス帝の設定した期間も通常30年である<sup>29)</sup>。

---

<sup>29)</sup> 原田 (1954: 92)

物の時効取得については、30年間の使用により取得できる物に関する規定がある。使用取得の設定場面にしたがって、市街地と郊外に分類される。

はじめに市街地における使用取得については、他人の農地を自己の所有地であるかの如く通り抜ける者がいて、耕作期や収穫期に当該地を通行するような場合、30年間通行を継続したならば、以後右地主が相手方に対し当該土地を通らないよう請求しても、当該請求権が時効消滅し、訴えを排斥される。また、水車で水を使用した場合や、果樹園、穀物畑、亜麻畑などの農地で灌漑用水を使用した場合も、30年間の使用により本権を取得する(以上§1.5.5.4)。

見晴らしの良い場所に自己の家屋を所有する者がいて、隣人が同じ高さの家屋を普請したため眺望を奪われたり、陽射しを遮られたり、または、家屋内を覗かれたりするような場合、その隣人が30年間当該家屋を使用したことにより、(眺望権、日照権またはプライバシー権の保護を求めるための) 訴権が消滅する。

そのほか、「隣人の家屋の壁に梁を入れる (*meter alguna viga en su pared*) 権利」や「家の中に明かりを入れるため、または屋根、雨樋もしくは水溝から雨水をとるために隣人の家屋の壁に取水窓を取り付ける (*aver feniestra en ella por que entre lumbre a sus casas o que ayan de coger las aguas de los teiados, o de canales, o de albañares*) 権利」につき時効取得者を無権利者として当該権利の行使を妨害する者がいて、30年の期間が経過した場合、やはり右時効取得者の有する妨害排除請求権は時効消滅することになる。

郊外においては、「自己の農地に通うための道」および「水車・灌漑用の引水」に対し、30年の使用取得が認められる。但し、使用取得後にその使用を中断していた場合、取得時効と同様、30年に亘り未使用の状態が継続したならば、通行地役権および引水地役権の消滅時効を免れない(以上§1.5.5.5)。

(4) 20年または10年 (§1.5.5.6)

まず、20年間の時効取得に関する規定として、他人から売買 (conpra)、交換 (camio)、贈与 (donadio)、相続 (herencia)、遺贈 (manda)、結納 (arras) などの適法な手続により取得した不動産については、所持者が不在者間 20年、現在者間 10年、当該地所を所持することで、何人の訴えに対しても対抗できるものとした。この期間の区別はユ帝法と同じである。

10年の期間内に当該地所から一時的にでも本人の意思で離脱した場合、不在者間 20年の時効取得に関する規定を類推適用し、当該欠落期間を 1/2 に短縮して算定する (例えば、不在期間が 2年であれば、1年間所在したものとして算定される)。所持者は全期間の所在を立証する責を負わず、所持の開始時と終了時を立証することができたならば、その途中の期間も現在者として推定される。但し、相手方当事者が何らかの中断事由により 10年を満了していないことを立証し得た場合はこの限りでない (§1.5.5.21)。

奴隷は、20年間自由民として平穩に過ごした場合、主人の右奴隷に対する訴権は消滅し、さらにその者を奴隷身分に戻すこともできない。

(5) 5年 (§1.5.5.7)

加害者本人が生前に起こした事件について、被害者が加害者遺族に対し提訴できる期間は 5年以内と規定される。つまり、本人の死後 5年が経過したら訴権が消滅するが、5年以内に提訴された場合、遺族が故人に代わって身体刑または財産刑を受けることになる。しかし、本人の死後 5年を過ぎたとしても、訴権の時効消滅が適用されず、提訴を認められる例外が三つある。

①国王、王国もしくは主君に対する反逆行為、またはカトリック教会の利益を侵害する行為を犯した場合。②生存中に異端者となった者が異端のまま死亡した場合。③異端者に対し自己の遺産を相続させた場合。

このほか、遺言に対する無効申立についても遺言作成者の死後 5年以内に

行うものとされる。

(6) 4年 (§1.5.5.8)

遺言も相続人もいない遺産（未占有相続財産目的物）について、徴収吏がその事情を知りつつ、4年間当該財産を所持した場合、当該徴税権が消滅する。しかし、当該税の支払請求が差し止められていた事由が徴収吏の偽計によるならば、その徴収吏は国王に対し自己の資産から賠償金を上納する債務を負い、仮に納付を怠った場合は国王により身柄を拘束されることになる。

金貸しが債務者に対し貸付状を発行し、4年間債権を請求しなかった場合、当該債権の請求権は消滅する。

(7) 3年 (§1.5.5.9)

動産の時効取得に関しては、ユ帝法と同じ3年の期間を定める。所持者が3年間公然と自己の支配下において当該動産を所持し、その間当該動産につき権利を主張する者が現れなければ、取得時効が成立する。

(8) 2年 (§1.5.5.10)

相手方から偽計を用いられて履行してしまった債務（物品購入に伴う支払等）に対する取消請求権は2年の期間をもって消滅し、債権者は防御権を取得する。

金銭債務について、債権者から支払請求を受けた債務者が、債権者の所持する債権証書の作成を指図したのが債権者本人であることを理由に当該債務の免除を請求して裁判官に防御方法を提出した場合、右防御方法は当該証書の作成日から2年を期限として裁判官により受理され得るが、2年を過ぎたら受理されず、防御権が時効消滅する。

(9) 1年と1日、6か月、3か月、足掛3日 (§1.5.5.11)

不動産を1年と1日現在者として所持した者は、当該不動産の所持権を取得する。当該不動産につき訴えが提起された場合、被告たる所持者は、判決が下されるまでは当該不動産の所持を継続することができる。ローマ法では、物に対する法的支配権能(所有権等)は、事実上の支配を意味するポセッシオ(*possessio*)から切り離され、その有無に拘らず法的保護を受ける。他方、七部法典における *señorio* および *tenencia* については、前節でみたとおり、物の法律的支配と所持が分離した状態であるか否かについては明文化されてなく、一見すると中世ゲルマン法におけるゲヴェーレ(*Gewere*)の如く、物に対する法的支配権能が事実上の支配を伴うことにより始めて完全にその効力を認めていたとも考え得る。だが本規定から判断すると、不動産の所持権は本権と切り離されていたと解したほうがよい。では何故に、仮の権利といえる所持権をわざわざ本権と切り離し、法的に保護しなければならなかったのか。その理由の一つは、たとえ正当な権利者であっても実力行使によって平穏な所持状態を覆すべきではなく、仮に斯様な自力救済を許せば社会秩序を乱されることになるので、所持者が時効取得権原を立証することができるならば、とりあえず所持権を与えておいたほうがよいからである。今一つには、所持者が1年と1日という比較的短期間であっても不動産を平穏に所持し、その利用から何らかの利益を得ている状態にあるならば、判決により本権が確定するまでは、現所持者に当該不動産の利用を認めておいたほうが、所持者のみならず、取引関係者等を含めた社会全体の利益になるからである<sup>30)</sup>。

---

<sup>30)</sup> ドイツ普通法学以来激しい論争の対象となった占有訴権の根拠の問題については、ドイツでも我が国でも、実力行使によって自己の権利を実現しようとする私人の自力救済を禁止し、社会の平和秩序を維持することをその根拠とする平和秩序維持説が通説である。これに対する有力説として、物利用についての債権的権利の保護に根拠を求めた債権的利用権保護説がある(藤原1992: 252)。

その他、1年と1日で時効消滅する訴権として、婚姻解消後の結納引渡請求、および名誉棄損の訴えに関する規定がある。

つづいて6か月の期間として、瑕疵担保責任に関する規定がある。罹患した家畜等の売買の目的物に瑕疵があるときは、6か月以内ならば買主は当該物の返品を申し立てることができる。同期間が経過したら買主の訴権は時効消滅する。瑕疵物の保管等に掛かった費用の償還請求については、本体価額の如何を問わず、1年の時効期間が設けられている。瑕疵物の返品については出訴期間が6か月しかないが、上述したとおり、偽計を事由とする動産売買取消請求については2年の出訴期間がある。前者は結果的に瑕疵ある物であったとはいえ、受取人が引渡時において正常な判断力をもってした意思表示であるのに対し、後者は受取人が騙されたため判断に誤りを生じた意思表示であることから、より強い法的保護を与える必要性があったと考えられる。

最後に、上訴権は足掛3日の期間 (*tiempo de tercer dia*) で時効消滅する。当事者の一方が原判決を不服として上訴する場合、当該上訴期間は足掛3日であり、当該期間を過ぎたら判決が確定する。但し、当該判決が、虚偽の証言・書状に基づくか、または法に違背して下された場合はこの限りでない。

本節の最後に、これまでに挙げてきた時効期間の種類を下表にまとめる。

表1 時効期間の種類

100年	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 国王財産の時効取得</li> <li>- ローマ教会の所有財産の時効取得</li> </ul>
40年	<ul style="list-style-type: none"> <li>- ローマ教会を除くカトリック教会の所有財産の時効取得</li> </ul>
30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 国王・教会の財産を除く物の使用による時効取得(但し善意取得・取得原因は不要)</li> <li>- 和解・合意履行請求権の時効消滅</li> <li>- 逃亡奴隷に対する年貢等支払請求権の時効消滅</li> <li>- 通行地役権の時効取得</li> <li>- 水利権の時効取得</li> <li>- 眺望権、日照権、プライバシー権にかかる妨害排除請求権の時効消滅</li> <li>- 隣地使用承諾取消請求権の時効消滅</li> </ul>
20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 元奴隷に対する訴権および奴隷身分復帰請求権の時効消滅</li> </ul>
10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 不動産の時効取得(但し不在者間は20年)</li> </ul>
5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 被疑者死亡後の刑事告発権の時効消滅</li> <li>- 遺言無効確認請求権の時効消滅</li> </ul>
4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 徴税権の時効消滅</li> <li>- 貸付金返済請求権の時効消滅</li> </ul>
3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 動産の時効取得</li> </ul>
2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 不当債務免除請求権の時効消滅</li> <li>- 詐術に基づく債務履行に対する取消請求権の時効消滅</li> </ul>
1年と1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 不動産所持権の時効取得</li> <li>- 費用償還請求権の時効消滅</li> <li>- 配偶者死亡後の結納品引渡請求権の消滅(婚姻期間が2年以上10年以内の場合)</li> </ul>



6 か月	- 瑕疵担保責任の時効消滅
3 か月	- 配偶者死亡後の結納品引渡請求権の消滅（婚姻期間が 10 年を超える場合）
足掛 3 日	- 上訴権の時効消滅

#### 4-4 取得時効の要件

時効取得を主張する者は、次の四つの事項につき立証責任を負う (§1.5.5.12) :

- ①「売買、交換、贈与、又は其の他物を正当に所持し得る何れかの方法により物を譲受けた場合、当該物を譲渡した相手方が当該物の所有者であり、且つ当該物の処分権を有していたものと信じ、そして譲渡人が当該物の所有者でなかったこと又は当該物の処分権を有していないことを知らなかったこと」

善意取得は時効取得権原を構成する要素の一つとされる（但し、30年の長期取得時効を除く）。錯誤に関する規定はなく、誤信による取得であっても正権原となるものと解される。また、所持の開始時に善意であればよく、カノン法の定める全期間の善意は要求されない。

ローマ法においても善意取得は、占有意思、事実的物支配、取得原因および瑕疵なき占有と一体として判断される時効取得権原の構成要素であった<sup>31)</sup>。また、時効取得において要件とされる善意取得は、占有取得においてはその権原の要素を構成せず、したがって時効取得と占有取得の権原は区別されていた。例えば、他人の所有物を悪意で購入した者は、使用により取得 (usucapio) することはないが、買主として占有 (possessio pro emptore) する。

<sup>31)</sup> Eric (2003: 619)

七部法典においても同様、善意取得は所持取得権原の要素でなく、時効取得と所持権取得の権原が区別されていたものと解される。

②「当該物を手にした方法が、売買、贈与、又は、其の他臣民が適法に物を所持し得る何れの方法によること」

所持権の取得は合法的方法に基づくものとし、その原因が窃盗 (*robo*) や強取 (*fuerza*) などの違法な方法によるならば、(30年の長期時効を除き) 取得時効が成立しない。取得者は、善意取得と併せ、売買・交換・贈与等の取得方法につき前主からの協力を得るなどして、瑕疵なく所持権を取得したことを立証しなければならない。

③「当該物を常時平穩に所持していたこと」「時効期間中一度も所持物を召し上げられなかったこと」

所持権を剥奪される事例として、国王、王国または主君に対する反逆行為 (*traycion*) (§1.5.5.7) や、自己の所持物につき提訴された裁判への出廷を拒否した場合 (§1.5.1.7) や、植木・植栽 (*cosas lantadas*)、接ぎ木・接ぎ穂・差し穂 (*cosas enxeridas*)、播種 (*cosas sembradas*) などのため、他人の土地であることを知りながら当該地に自己の所持物を付合せしめた場合 (§1.5.8.15) などが挙げられている。

④「時効取得可能物であること」

七部法典において、(30年の長期時効を除き) 時効取得を認められない物は次のとおりである (§1.5.5.14)。担保物。恩賞物。強取物。窃盗物。脱走奴隷。相続などの理由により複数の者が共同相続または共有し、分割されていない一つの物における他の共同相続人または共同所有者の持分。モネーダ税 (*moneda*)、サン・マルティン税 (*martiniega*) 等の各種税、および地代 (*rendas*) など、国王の特権に属する物。祭壇用具 (聖杯 *calices*, 祭服, 十字架等)、十

分の一税などのカトリック教会に帰属する物や権利。国王に帰属し、臣民の移動に供される共用道路。道標 (moiones)。町や土地を区分する境界線。特定の市会や村落に帰属する入会地。

また、次に掲げる者の所有権に帰属する物は消滅時効の適用を免れる (§1.5.5.15)。投獄者。国外追放者。異国の聖地において巡礼している者。国王の使者。未成年者。心神喪失者。国境において敵と合戦している者。出征中の相手方当事者や裁判権者の帰還を待つ一方当事者。妻。親権に服している子。

## 5. 結論

アルフォンソ十世賢王が編纂を指揮した七部法典 (Las Siete Partidas) における時効制度は、基本的にローマ法を継受しているが、しかし単にローマ法をカスティーリャ語に翻訳して採用したのではなく、カスティーリャ=レオン王国において運用されていたカノン法、地方特別法 (Fuero)、慣習法などを部分的に採り入れた独自性もみられる。

本論ではまず、時効を論じる上で前提となる物権的概念として、所有権および所持 (権) に関する規定を分析した。「所有権」 (señorio) とは、法の下の正義および王権に遵い物を支配する権利である。自然法から当然に生ずる権利ではなく、国王代官の管理のもと、都市住民の合意をもってはじめて取得可能となる。物の取得時における善意も所有権取得の要件とされる。

「所持 (権)」 (tenencia) は、目的物を自らの意思で取得し、かつ一定期間継続して自己の支配下におくことで得られる。但し、所持者自身が直接事実上の支配をしていなくともよい。物の引渡時における所持者の善意・悪意については所持権取得の要件には含まれず、正当な権原がなくとも所持権そのものは取得することができると解される。また、ローマ法におけるポセッシ

オの如く本権から独立した権利として、1年と1日の期間で時効取得が可能である。

時効期間は、最長の100年から最短の足掛3日まで、全13段階に分類される。物の時効取得に関して主な規定を挙げると、まず国王の所有物には100年の取得時効期間が設定されている。ローマ法における「最長期間の前書」の40年に比して格段に長く、時効取得権原の立証は困難といえる。ローマ・カトリック教会の所有物は、原則的には時効取得可能物でないが、国王財産と同様、100年の期間をもって時効が成立する(ローマ教会以外のカトリック教会はローマ法と同じ40年)。財産を構成する不動産および動産に関する取得時効期間はローマ法と同様、不動産につき現在者間10年または不在者間20年、動産につき3年とする。但し、国王財産・教会財産・共通物以外の物につき、善意取得または取得原因を欠く所持であっても、30年の長期取得時効を認める。

時効取得には三つの基本的要件として、「時効取得可能物」、「所持」および「期間」があり、このうち所持については、「取得原因」、「瑕疵なきこと」および「善意取得」という三要件を具備していなければならない。時効の取得権原は、上述のとおり善意取得を構成要件としない所持権のそれと区別されていた。

王国内の時効制度を共通化しようとした目的は、国土回復運動の過程で拡張した所領において西ゴート時代の時効制度を部分的に復活させたものの、長年の戦火のなかで解釈上の地域差が生じたので、これを解消し、全国に共通する時効制度を再構築する必要があったからである。だが時効には負の側面として、債務者をして債務を免除せしめ、真の所有者をして所有権を喪失せしめるという不道徳性が指摘される。カスティリーヤにおいて法の過度な地域的多様性を解消し、王国共通法として時効制度を規定するにあたっては、その不道徳性により時効を罪悪視する教会といかに調和を保つかが鍵となる。

けだし、片や法と宗教の融合のもと地上における神の代理人として王権を強化する国王主義と、片や教皇を教会の最高機関として世俗支配者の上または外に立つとする教皇主義とが、共通の時効制度につき合意に達するには、ローマ教会の所有財産につき国王と並ぶ最長期間を設定することが妥当であったと推考する。

時効制度の存在意義と効果は、その時代その土地における様々な道德観や慣習の間の均衡のうえで見い出される。七部法典においては、時効期間に関する法文を解釈する限り、時効取得要件を具備する者が時効期間を適用したときに停止条件が成就し、法的救済を受けるための方法として時効制度を位置づけ、その利益を受けるか否かは当事者の判断に委ねたものと解することができる。また、時効取得を主張する者は訴訟において時効取得権原を立証する責を負うが、所持権に関する定義においても占有訴権の行使を予定していることを鑑みれば、七部法典における時効制度は訴訟法説に基づいていたものと判断し得る。このように訴訟法上の積極的効果を前面に打ち出すことにより、時効のもつ実体法上の消極的側面に批判的でありながらも訴訟手続においてローマ法を採用していた教会側との調和を保つことが可能となり、さらには特権の剥奪を危惧して七部法典の施行に抵抗することが予想される世俗諸侯や都市に対しても、国王であろうが教会であろうが例外なく、何人も自己の所有物や権利につき共通化された時効制度の適用を免れ得ないことを示し得るのである。

レコンキスタが小康状態に入った頃、父王フェルナンド三世から王位を継承したアルフォンソ十世は、拡張した王国の統治を安泰にし、過度に多様化した法制度を統合することが国政上の急務であった。同時に外交面では、皇帝位の獲得を目指し、イスパニアの盟主たる国際的地位を固めることに力を注いだ。そのような政治的情勢において、七部法典の編纂事業を手掛けることには、立法者としての国王の権威を皇帝の地位にまで高め、王権の伸長を

国内外に知らしめたいという大胆な政治的意図が絡んでいたのだが、他方で、ローマ法とカノン法、地方特別法、慣習法との融和も図っていたのも確かである。即ち、七部法典における時効制度は、アルフォンソ十世が理論的礎としてローマ法を採用しながらも、司教、大貴族および国王顧問団の助言と合意のうえで、カトリックの道德観やカステーリャの諸慣習にも配慮して、細心精密に構築した法制度なのである。

### 原典

*Las Siete Partidas del Rey Don Alfonso el Sabio*, cotejadas con varios códigos antiguos por la Real Academia de la Historia, Madrid en la Imprenta Real, Año de 1807.

### 参考文献

#### <和書>

- 青砥清一・相澤正雄(2012)、「〈資料翻訳〉アルフォンソ十世賢王『七部法典』(抄訳「時効期間について」)」、『津田塾大学紀要』No.44、津田塾大学、pp.167-188.
- 内田貴(2011)、『民法I 総則・物権総論 [第4版]』、東京大学出版会.
- 奥田敦(1987)、「シエテ・パルティダスとローマ法 — 物の分類をめぐって」、『大学院研究年報』第16号 I-2 法学研究科篇(下)、中央大学、pp.35-46.
- 草野元己(1996)、『取得時効の研究』、信山社.
- 栗生武夫(1932)、「教会法の法源」、『法学論叢』第27巻第5号・6号、京都法学会。〔復刻 1.0 版、2004年1月15日、URL: [home.q02.itscom.net/tosyokan/data/KURYU/KURYU021.pdf](http://home.q02.itscom.net/tosyokan/data/KURYU/KURYU021.pdf)〕
- 佐藤篤士(1969)、『LEX XII TABULARUM—12 表法原文・邦訳および解説—』、早稲田大学比較法研究所.
- 谷口貴都(1998)、「古ローマ法における時効制度: *usus auctoritas* の存在意義について」、『高岡法学』9(2)、pp.81-145.
- 寺崎英樹(2002)、「アルフォンソ10世『イスパニア史』における動詞形式とその機能」、『東京外国語大学論集』第62号、東京外国語大学、pp.17-34.
- 原田慶吉(1954)、『ローマ法』、有斐閣.
- 藤原弘道(1992)、『時効と占有』、日本評論社.

船田亨二 (1953)、『ローマ法入門』、有斐閣。  
ヨンバルト、ホセ (2005)、『教会法となんだろうか』、成文堂。

<洋書・翻訳書>

- Eric, Poul (2003), *Zur Bedeutung und Stellung der 'causa' im System klassischer Ersitzungsvoraussetzungen*, 西村重雄訳「時効取得要件における「原因」の意義: 古典期ローマ法研究—古典期ローマ法研究—」, 『法政研究』70(3), pp.613-660.
- Gaius/船田亨二訳 (1963), 『ガイウス法学提要』, 有斐閣。
- García de Cortázar, José Ángel & Sesma Muñoz, José Ángel (1997), *Historia de la Edad Media: Una síntesis interpretativa*, Alianza Universidad.
- González Jiménez, Manuel (2004), *ALFONSO X el Sabio*, Ariel.
- Karst, Kenneth L. (1998), *Historical development of Latin American legal institutions*, 埜浩訳著『ラテン・アメリカ法史』, 信山社出版。
- Ruiz-Rico Ruiz, José Manuel (2010), *Código de leyes civiles*, Editorial Tecnos.
- Stein, Peter Gonville (2003), *Roman law in European history*, 屋敷二郎監訳・関良徳訳・藤本幸二訳『ローマ法とヨーロッパ』, ミネルヴァ書房。

